

提出日を記入下さい

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第26条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

変更予定日を記載

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな	きんき たろう					
氏名又は名称	近畿 太郎		(通称名: 近畿配送)			
代表者氏名	(法人の場合は代表者を記入)					
住所	滋賀県守山市今浜町●●-×					
電話番号	077-●●●-××●●					

届出内容		変更後の届出内容を記入	
記載欄	営業所名	新	旧
①	営業所名	滋賀県守山市今浜町●●-×	滋賀県草津市●●-×
②			
③		滋賀県守山市今浜町●●-×	滋賀県草津市●●-×
④	本店	軽(普通) 1両 ( 名)	軽(普通) 1両 ( 名)
		軽(霊柩) 両 ( 名)	軽(霊柩) 両 ( 名)
		二輪 両 ( 名)	二輪 両 ( 名)
⑤	位置	滋賀県守山市今浜町●●-×	滋賀県草津市●●-×
	営業所からの距離	0 m	0 m
	収容能力	16 m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>
⑥	位置	滋賀県守山市今浜町●●-×	滋賀県草津市●●-×
	収容能力	20 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>

廃止届出  譲渡届出  分割届出  合併届出  死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変更理由等

引越しをしたため

住所変更の理由を記入

住所を変更された場合、営業所・車庫・休憩室も併せて変更になりますので、忘れず記入してください。

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

内容を確認し3つともを入れる

運輸局長 殿

宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 4年10月27日

提出日を記入下さい

住所 滋賀県守山市今浜町〇〇-〇  
氏名(名称) 近畿 太郎

## 貨物軽自動車運送事業の経営変更等届出様式を使用した場合の記入要領

### 1. 届出日の欄

変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。

### 2. 変更予定日の欄

変更を予定する日を記入してください。

また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。

### 3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄

(1)個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)

なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。

(2)法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例:株式会社 〇〇運送)

なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。

### 4. 代表者氏名の欄

法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。

また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。

### 5. 住所(主たる事務所の位置)の欄

(1)個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。

住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。

(2)法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。

会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。

### 6. 電話番号の欄

住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。

### 7. 届出等内容

#### (1)項目番号の欄

① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。

なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。

② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の新しい欄に記入してください。

(2)廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの口にし点してください。

(3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

### 8. 変更理由等

(1)上記7.(1)①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。

(2)上記7.(1)①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。

### 9. 運行管理体制を記載した書面

譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。

#### (1)所属営業所名の欄

営業所の名称を記入してください。

#### (2)運行管理の責任者氏名の欄

上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。

(記入例)

・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。

・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。

(3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。

### 10. 宣誓書

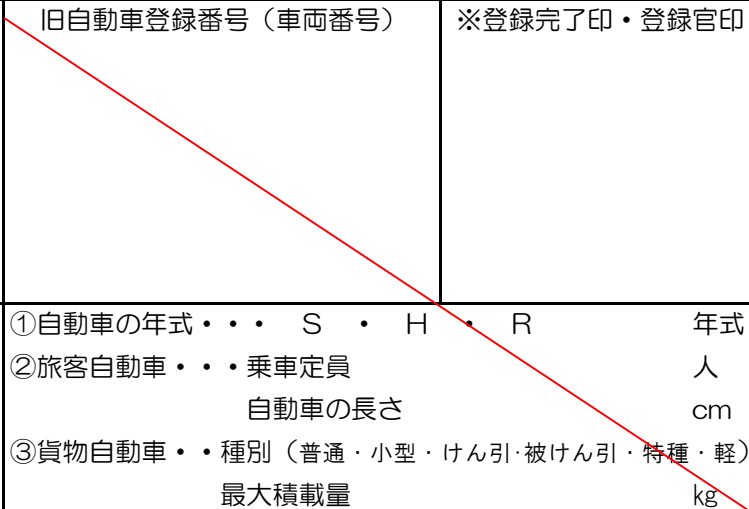
自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

# 事業用自動車等連絡書

記載例: 住所変更の場合

※ 発行番号 第 号  
 発行日 令和 年 月 日  
 有効期限 発行の日から1ヶ月

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

事業等の種別	旅客〔乗合(路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ <b>軽</b> ・霊柩・第二種利用〕 其他〔レンタカー( )〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市〇〇町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市〇〇町1-2-3
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	この欄には何も記入しないでください		
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)		
〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示) S123V-456789			
	①自動車の年式・・・ <b>〇</b> H・R	27	①自動車の年式・・・S・H・R
	②旅客自動車・・・乗車定員	人	②旅客自動車・・・乗車定員
	自動車の長さ	cm	自動車の長さ
	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・ <b>軽</b> )		③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)
	最大積載量	300 kg	最大積載量
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動( 運輸支局→ 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称 <b>又は住所の変更・使用の本拠の位置のみ</b> の変更・自動車登録番号のみの変更・その他( )		
備考欄	※旧住所: 滋賀県草津市7-8-9 日本拠: 滋賀県草津市7-8-9 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">車検証に記載している住所、使用の本拠の位置を記入</span>		
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 滋賀運輸支局 企画輸送監査部門 TEL 077 - 585 - 7253		